

第2号

つくる会ニュース



「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」の活動状況を報告します！

自治基本条例は、まちづくりの基本原則や市民参加、住民協働の仕組みなどを定め、自治体運営のルールとして他の条例や計画のよりどころとなるものです。

その条例の素案づくりを、公募の委員などで組織された「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」が行っております。

ここで、委員の皆さんの活動状況をご報告いたします。

第2回勉強会が行われました。

8月22日（土）に庁舎会議室において、「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」の第2回の勉強会が開催されました。

この勉強会は、委員の皆さんがこれから取り組む「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）」の素案づくりに当たり、条例の意義や内容について、より理解を深めていただくために行われたものです。

勉強会の内容

1 勉強会

(1) テーマ 「なぜ今、自治基本条例か」(2回目)

～ 住民・議会・行政の仕組みと役割、自治会や地域コミュニティの将来像、市民活動の可能性 ～

(2) 講師 明治大学 政治経済学部 教授 牛山 久仁彦 氏

(3) 内容 自治基本条例制定の意義や制定状況、制定過程などについて講義が行われ、その後、各委員から次のような質問がありました。

質疑の内容

Q 1 なぜ、自治基本条例が必要なのですか？

A 1 地方分権改革により、国と地方は「対等、協力」の関係となり、市町村は、自己決定し、自己責任において皆さんでまちづくりを行うことができるようになりました。そのためのルールが自治基本条例です。

町民の市民活動（自主的・主体的な公益活動）への関心をより高く、さらに活発化させ、次世代に継承するためにも、自治基本条例が必要というわけです。

Q 2 自治基本条例の内容はどういうものになりますか？

A 2 町の他の条例や規則の規範となるようにするため、町民の皆さんと協働して取り組む「まちづくり」の基本となる理念やビジョン、内容を検討していく必要があります。例えば、町民・住民・市民という言葉の定義や行政運営の原則、議会の役割、情報の共有の方法、行政施策への市民参加、住民投票などが検討項目の対象として考えられます。

Q 3 条例の素案づくりに当たって、注意すべきことや欠かせない手順は？

A 3 自治基本条例は、住民自治などについて定める重要な条例です。このため、これを策定する過程に、より多くの町民の皆さんに関わっていただき、幅広い議論

を積み重ねていくことが重要です。そのためには、皆さんの取り組み過程や議論をオープンにし、より多くの町民に関心を持ってもらい、情報を共有してもらうことが重要です。

また、少数意見を尊重しながら合意を目指す姿勢が議論を進めて行くうえでの原則となります。

Q 4 自治基本条例という名称は、町民には分かりにくい。分かりやすい名称が良いのでは？

A 4 現在、条例の名称に（仮称）が付いています。今後、この条例の名称についても皆さんに議論していただくことになります。

2 勉強会

「これからのまちづくりへの想い」をテーマに、各委員から【白岡町の良いところ、悪いところ】を発表し、それをもとに情報交換を行いました。

この発表は、各委員が町に対して抱いている印象、イメージを整理し、これを自治基本条例の素案を検討するに当たっての問題提起、スタートラインとして確認することを目的としています。

それにより、現状を踏まえた白岡らしさを持った条例を検討していくことにもつながります。

今後は、各委員から発表された【白岡町の良いところ、悪いところ】を一覧表にし、その一覧表をもとにさらに多くの意見等を出し合いながら、項目ごとに分類を行い、「つくる会」全体として共有していきます。



活発な意見交換が行われました。

なお、この会議の詳細は、まとめ次第、この「つくる会ニュース」で報告いたします。

町制施行55周年記念事業

みんなでつくるまちづくり

～ 誇れる町、住み続けたい町に向けて～

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」スタートフォーラム

1 日 時 平成21年11月29日(日)

受付開始(開場) 午後1時

開会 午後1時30分

2 内 容(予定)

町内中学生や白岡高校生による「こんな白岡町にしたい」をテーマにした作文発表や、「みんなでつくるまちづくり」に向け、町長を交えたテーブルトークなどを行います。

3 場 所 はびすしらおか 会議室3、4、5

詳細につきましては、次号でお知らせします。皆さん、ぜひご参加ください。

問合せ 町民活動推進課 住民協働担当

電話 92 - 1111 (内線353) FAX 92 - 9096

E-mail tyoukatsu@town.shiraoka.lg.jp